

公益社団法人日本栄養士会・一般社団法人日本公衆衛生学会
「公衆衛生専門管理栄養士」制度規約

(目的)

第 1 条 本制度は、地域における多様な栄養課題を適切に把握し、自治体施策全般を俯瞰した上で、保健・医療・福祉のみならず、多領域の関係者に働きかけ、横断的かつ戦略的に効果的な栄養改善施策を推進できるスキルセットとマインドセットを有する自治体管理栄養士を育成することを目的とする。これにより、科学的根拠に基づく施策の立案・評価、多職種・多分野との協働による事業の高度化及び新規施策の創出を推進し、住民の健康寿命の延伸、健康格差の縮小、医療・介護費の適正化、並びに持続可能で活力ある地域社会の形成に寄与することを目指すものとする。

(認定制度)

第 2 条 前条の目的を達成するため、公益社団法人日本栄養士会(以下「日本栄養士会」という。)、一般社団法人日本公衆衛生学会(以下「日本公衆衛生学会」という。)は連携して認定制度を設ける。

(名称)

第 3 条 この制度により認定される資格の名称は、「公衆衛生専門管理栄養士」(英語名称：Certified Registered Dietitian with a specialty in public health)とする。

(認定委員会)

第 4 条 両組織は本制度の実施と運営のために、公衆衛生専門管理栄養士認定委員会(以下「認定委員会」という。)を設置し、認定に係る事務局は日本栄養士会の事務局内に置く。

- 2 認定委員会は、日本栄養士会会長及び日本公衆衛生学会理事長が任命する委員をもって組織する。
- 3 認定委員会は、公衆衛生専門管理栄養士の資格審査及び認定試験等、資格認定に関する事項を所掌する。
- 4 認定委員会の運営に関する事項は別に定める。

(申請資格)

第 5 条 公衆衛生専門管理栄養士の申請資格は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 日本国の管理栄養士免許を有し、管理栄養士として優れた人格及び見識を備えていること。
- (2) 日本栄養士会及び日本公衆衛生学会の会員であること。
- (3) 第 6 条に定める認定条件を満たしていること。

(認定条件)

- 第 6 条 自治体管理栄養士として現に勤務し、健康増進施策の企画・運営等の実務経験を通算 5 年以上有すること、ならびに認定委員会が指定する専門研修を修了していること。
- 2 認定条件の詳細については別に定める。

(専門研修)

第 7 条 認定委員会は、公衆衛生専門管理栄養士の専門研修を企画し、実施する。

- 2 専門研修の企画運営のため、認定委員会の下に研修小委員会を設置することができる。
- 3 研修小委員会の運営及び研修実施に関する事項は別に定める。

(認定試験)

第 8 条 本制度の認定にあたり、公衆衛生専門管理栄養士認定試験（以下「認定試験」という。）を実施する。

- 2 認定試験の企画運営のため、認定委員会の下に試験小委員会を設置することができる。
- 3 試験小委員会の運営及び試験実施に関する事項は別に定める。

(資格認定)

第 9 条 日本栄養士会理事会及び日本公衆衛生学会理事会は、認定委員会からの資格審査及び認定試験の結果に基づき、公衆衛生専門管理栄養士としての認定を行う。

- 2 資格の登録及び証書交付に関する事項は別に定める。

(認定期間及び資格更新)

第 10 条 公衆衛生専門管理栄養士の認定期間は 5 年間とし、5 年ごとに更新するものとする。

- 2 更新の認定を受けなければ、公衆衛生専門管理栄養士の資格を喪失するものとする。
- 3 資格更新に関して必要な事項は別に定める。

(認定の取消)

第 11 条 公衆衛生専門管理栄養士が次の各号の何れかに該当する場合は、日本栄養士会会長及び日本公衆衛生学会理事長は、認定委員会の協議を経て、その認定を取り消すことができる。

- (1) 日本栄養士会及び日本公衆衛生学会の何れか一方、もしくは両方を退会したとき。
- (2) 認定の条件を欠くに至ったとき。
- (3) その他、公衆衛生専門管理栄養士としてふさわしくない行為があったとき。

(想定し得ない事態が発生した場合の対応)

第 12 条 前条までの規約で想定し得ない事態が発生した場合は、認定委員会において誠意をもって協議・対応し、日本栄養士会理事会及び日本公衆衛生学会理事会に報告するものとする。

(改正)

第 13 条 本制度規約を改正する場合は、認定委員会が必要な協議を行ったうえで、日本栄養士会理事会及び日本公衆衛生学会理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規約は、2026 年 3 月 31 日から施行する。